社会福祉法人　尽誠会

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護　運営規程

（事業の目的）

第１条　　この規程は、社会福祉法人尽誠会が運営する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業及び（介護予防）短期入所者生活介護事業（以下「生活介護事業」という。）の適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要介護状態にある高齢者に対し、適切な生活介護事業サービスを提供することを目的とする。

（基本方針）

第２条　　要介護、要支援者が可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、健康管理及び療養上の世話と行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指す。

（運営方針）

第３条　　当事業所において提供する地域密着型介護老人福祉施設入所者及び短期入所者(以下「入所者等」という。)生活介護（以下「入所者生活介護」という。）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

２　入所者等が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、入所者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、適正にサービスを提供する。

３　入所者等の人格を尊重し、入所者等各々が役割をもって家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう入所者生活介護サービスを提供する。

４　入所者生活介護の提供にあたっては、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護計画（以下「入所者生活介護サービス計画」という。）に基づき、漫然かつ画一的にならないように、入所者等が日常生活を営むことができるよう必要な入所者生活介護サービスを提供する。

５　入所者生活介護サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入所者等又は家族に対し、入所者生活介護の提供等について、理解しやすいように説明を行う。

６　入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。

７　提供する入所者生活介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

（事業所の名称等）

第４条　　事業所の名称及び所在地は次の通りとする。

（１）　名　称　　地域密着型介護老人福祉施設　じょうない

（２）　所在地　　岩手県九戸郡洋野町種市第56地割80番地

（従業員の職種、員数及び職務内容）

第５条　　事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

（１）　医　師　１名（非常勤）

入居者の健康管理及び療養所の指導を行う

（２）　管理者　１名(常勤)

管理者は, 業務の実施状況の把握 ・ 従業者の管理、その他の管理を一元的に行う。

（３）　介護支援専門員　１名（兼務）

適正な介護サービスが提供できるように入所者介護サービス計画を作成し、入所者及び家族に説明して同意を得る。

（４）　看護職員　看護師　名（常勤）　准看護師１名以上（常勤換算）

利用者の看護並びに保健衛生管理及び日常生活援助等健康管理を行い、主治医及び関係医療機関と連携する。

（５）　介護職員　常勤１０名以上

生活介護事業の提供に当たり、入所者の心身の状況等を把握し、適正な生活介護を行なう。

（６）　機能訓練指導員　１名（非常勤）

入所者の機能回復の促進及び機能低下予防等自立支援の機能訓練を行なう。

（７）　生活相談員　１名（常勤）

入所者及び家族の相談に応じ、社会的な便宜の供与、各関係機関との連絡調整を行なう。

（８）　栄養士　１名（常勤）

入所者の栄養管理を行なう。

（営業日及び営業時間）

第６条　　事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

（１）　営　業　日　　通年とする。

（２）　営 業 時 間　　２４時間とする。

（定　員）

第７条　　事業所の定員は２９名とする。

２　短期入所は、空床利用型とする。

（入所者生活介護・短期入所生活介護の内容）

第８条　　施設入所者生活介護・短期入所生活介護は次の通りとする。

（１）　日常生活介護

一　日常生活の援助

立位保持介助、移動介助等個々の日常生活動作の程度に応じて必要な援助を行なう。

二　健康管理

バイタルサイン測定、健康管理等、体調の維持管理及び疾病の予防に努める。

三　機能訓練

日常生活の自立支援に資する機能減退の支援及び地域社会生活継続のための各種の支援を行なう。

ア　レクリエーション（アクティビティサービス）

イ　グループ活動

ウ　行事活動

エ　趣味活動（園芸、散策、買い物等）

オ　地域活動参加

四　食事支援

五　入浴支援

六　排泄介助

適切な排泄介助を行なうとともに、排泄の自立ための必要な援助を行なう。

（２）　相談・社会的便宜の供与

入所者等及び家族の日常生活において必要とする介護等に関する相談・助言、申請代行等を行なう。

一　日常生活において必要な相談・助言

二　認知症高齢者等の介護に関する相談・助言

三　医療系サービスの利用についての相談・助言

四　日常生活上に必要な各関係機関の申請代行等

五　家族・地域住民との交流支援

六　その他必要な相談・助言

（入所者生活介護サービス計画）

第９条　　入所者生活介護の提供に当たり、入所者等の心身の状況、希望及び置かれている状況並びに家族等介護者の状況を把握して入所者生活介護サービス計画を作成する。

２　入所者介護サービス計画の作成に当たっては、地域の活動に参加の機会の提供等により、入所者等の多様な活動の確保に努める。

３　入所者等の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、地域の福祉医療事業者と連携して、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容を記載した入所者生活介護サービス計画を作成する。

４　入所者生活介護サービス計画の作成に当たっては、その内容を入所者等及び家族に丁寧に説明し、入所者等の同意を得る。

５　入所者生活介護サービス計画を入所者等に交付する。なお、この計画書は５年間保存する。

６　入所者生活介護は、入所者生活介護サービス計画に基づいてサービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行なう。

７　入所者生活介護サービス計画の作成後においても、生活介護サービス計画の実施状況及び入所者等の様態の変化等の把握を行い、必要に応じて生活介護サービス計画の変更を行なう。

８　入所者生活介護サービス計画の目標及び内容については、入所者等又は家族に説明を行なうとともに、その実施状況や評価についても説明を行ない、記録する。

（入所者生活介護の利用料）

第１０条　　入所者生活介護の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準及び市区町村が定める基準によるものとする。当該入所者生活介護が法定代理受領サービスである時は、介護保険被保険者証及び介護保険負担割合証による自己負担割合に応じた額とする。

２　前項の他、次の利用料の支払いを受ける。

（１）　居住費　日額　2,006 円
（２）　食　費　日額　1545 円　（朝食 390 円・昼食 650 円・夕食 505 円）
特別な食事を要する場合は、その実支出額とする。
（３）　理髪代　１回当たり　1,500 円
3　前第２項に定めるサービスは、事前に入所者等又は家族に当該サービスの内容及び費用の額を説明し、同意を得る。
4　介護保険料負担額及び利用料は、翌月5日までに請求書を送付し、当事業所が指定する銀行口座に指定期日までに振り込むものとする。

（通常の事業の実施地域）
第１１条　通常の事業の実施地域は、久慈広域圏内における介護保険事業計画に定められた当事業所が所在する生活圏域を原則とする。

（個人情報の保護）
第１２条　事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者及びその家族の同意を得るものとする。

（秘密保持）
第１３条　従業者は、正当な理由なく業務上知りえた入所者等又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

（苦情対応）
第１４条　利用所は、利用者からの苦情等に対する窓口を設置し、入所者生活介護等に関する利用者の苦情等に迅速に対応する。
2　事業所は、前項の苦情の内容等について記録し保存する。
3　事業所は、市町村及び国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善をする。
4　事業者は、市町村及び国民健康保険団体連合会から求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

（サービス利用に当たっての留意事項）
第１５条　入所者等は次に定める規律に従い、秩序あるサービス利用をしなければならない。
（１）　入所者等は、施設業務従事者の指導による日課を励行し、他の入所者等に迷惑を及ぼすような行動を慎み、相互の親和に努めなければならない。。
（２）　入所者等は、衛生管理の保持のために事業所に協力しなければならない。
（３）　入所者等は、火器等危険物と認められる器具等を持ち込んではならない。
（４）　入所者等は、故意又は過失によって施設の設備及び備品等に損害を与えた時は、これを弁償しなければならない。但し、その賠償額は、入所者等の経済状態等を勘案して減免することができる。

（事故発生時の対応）

第１６条　入所者生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2　前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

3　入所者等に賠償すべき事故が発生した場合には、当事業所が加入する損害賠償保険に基づき、損害賠償を速やかに行う。但し、事故が入所者等の故意及び重大な過失に帰すと認められる場合は、損害賠償を行わないことができる。

（衛生管理）

第１７条　入所者生活介護サービスに供する施設･設備は常に清潔を保持し、感染症等の予防に必要な措置を講ずる。

2　研修会参加及び勉強会を開催する等、感染症対策、衛生管理に関する知識の習得を図る。

（緊急時における対応方法）

第１８条　事業所は、指定入所者生活介護サービスの提供中に、入所者等に病状の急変その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医に連絡を行うとともに、入所者の家族へ連絡を行う等必要な措置を講じる。

2　主治医との連絡並びに指示が得られなかった場合には、協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な措置を講ずる。

（非常災害対策）

第１９条　入所者生活介護サービスの提供中に天災等の災害が発生した場合、従業員は入所者等の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関等との連携方法を確認し、災害時には、非難等の指揮をとる。

2　非常災害に備え、年２回以上の避難訓練を行なう。

（身体拘束等の禁止）

第２０条　入所者生活介護事業所は、身体拘束その他利用者等の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行なわない。但し、当該利用者等又は他の利用者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く。

2　前項の規定による身体拘束等を行なう場合には、あらかじめ利用者等の家族に、利用者等の心身の状況、緊急やむを得ない理由、身体拘束等の態様及び目的、身体拘束等を行なう時間、期間等の説明を行ない、同意を得て行なうことができる。

3　前各項の規定により身体拘束等を行なう場合には、管理者及び計画作成担当者、看護・介護従事者等により検討会議を行なう。

4　身体拘束等を行った場合には経過観察記録を整備する。

（高齢者虐待防止の取り組み）

第２１条　利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、虐待防止委員会を設置し、年１回以上定期的に及び虐待の発生又は発生が疑わる場合は、その都度開催する。

2　虐待防止を目的として年１回以上職員研修を行う。

3　虐待防止責任者を配置し、虐待予防、早期発見に向けた取り組みを進める。

4　虐待が発生した場合あるいは発生が疑われる場合は、原因分析と再発防止に努める。

（運営推進会議）

第２２条　事業所が地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

２　運営推進会議の開催は、概ね２ヶ月に１回以上とする。

３　運営推進会議の参加者は、入所者、入所者家族、地域住民の代表者、事業所が所在する地域を管轄する地域包括支援センターの職員とする。

４　会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び入所者等に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。

５　運営推進会議の報告・評価・要望・助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

（記録の整備）

第２３条　事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

２　入所者等に対する入所者生活介護の提供に関する記録を整備し、その完結日から５年間保存する。

（その他運営についての留意事項）

第２４条　職員等の質の向上を図るため、次の通り研修の機会を設ける。

一　採用時研修　　採用後１ヶ月以内

二　定期的研修　　年２回

２　職員等はその勤務中常に身分を証明する証票を携行し、入所者又は家族から求められた時は、これを提示する。

３　サービス担当者会議において、入所者等の個人情報を用いる場合は入所者等、入所者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ得ておくものとする。

４　入所者生活介護サービスの提供の開始に当たり、あらかじめ入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行ない、当該提供の開始について入所申込者の同意を得る

５　事業所の通常の実施地域を勘案し、入所申込者に対し自ら適切な入所者生活介護を提供する事が困難であると認めた場合は、適当な他の施設などの紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

６　事業所は入所者生活介護の提供を求められた場合は、申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護者認定等の期間を確かめるものとする。

７　事業所は、前項の被保険者証に認定審査会の意見が付されている時は、当該認定審査会の意見を考慮した入所者生活介護サービス計画を作成して入所者生活介護を提供する。

８　入所者生活介護サービスを受けている入所者等が、正当な理由なしに入所者生活介護の利用に関する指示に従わずに要介護状態等の程度を増進させたと認められる時、あるいは、偽りその他不正な項によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。

９　事業所は、居宅介護支援事業所又はその従業者に対し、入所者に入所者生活介護サービスを利用させることの代償として金品その他の財産上の利益を供与しない。

１０　この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、社会福祉法人尽誠会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附　則

1　この運営規程は、平成２４年　５月　１日　から施行する

平成２４年１２月　１日　一部改正

平成２７年１２月　１日　一部改正

令和　１年１０月　１日　一部改正

令和　３年　２月　１日　一部改正

令和　６年　４月　　１日 一部改正

令和　８年　８月　１日 一部改正